

災害が起きたら「指定緊急避難場所」へ

災害の危険から緊急に逃れるための場所です

災害が起きたとき、または、災害の危険性が高まったとき、まず逃げる先は、風水害、地震、津波など災害の種類ごとにあらかじめ指定された「指定緊急避難場所」です。

まず、「指定緊急避難場所」に逃げて、自分の命を守ってください。

①大雨・台風など・・・



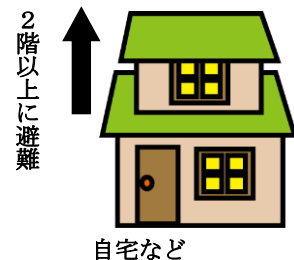
基本姿勢は、
危険になる前の早期の避難

避難所まで
避難できるとき



指定緊急避難場所
(風水害)

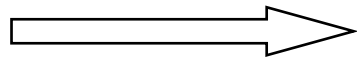
避難所まで
避難できないとき



2階以上に避難

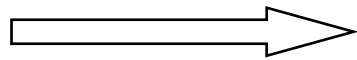
自宅など

②地震・・・



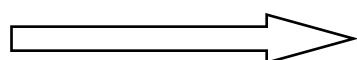
指定緊急避難場所
(地震)

③地震などによる津波・・・



指定緊急避難場所
(津波)

④地震などによる火災・・・



指定緊急避難場所
(大規模な火災)

地域の状況により開設する「地区避難所」

地元自治会などが開設・運営する避難所です

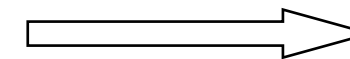
地域の状況により、区などが開設する避難所です。

地区により開設時期が異なりますので、区若しくは市に確認してください。

被災した方が生活をするための「指定避難所」

被災者が避難のために必要な間、滞在するための避難所です

災害の危険性があり避難した住民等が災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在する、または、災害により家に戻れなくなった住民等が一時的に滞在する避難所です



指定避難所

「福祉避難所」

要配慮の方が避難していただくための避難所です

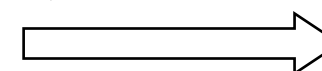
高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等が、緊急避難または避難生活において、何らかの特別な配慮を必要とする人を優先的に受け入れる避難所です。

災害状況により、避難する避難先が異なります。

まず、命を守るために

指定緊急避難場所
地区避難所
福祉避難所

被災状況により、
避難生活が必要になったとき



指定避難所